



「信州ベンチャー企業優先発注事業」認定申請者 （信州ベンチャー開発認定品）を募集します

新規性や独創性がある新商品等の販路開拓に取り組む、県内の中小企業者等を支援する「信州ベンチャー企業優先発注事業」の認定申請者（信州ベンチャー開発認定品）を募集します。この事業は、県が認定した中小企業者等が自社で生産、販売、貸付又は提供する新商品又は新役務を県が随意契約で調達可能とすることにより、県内中小企業者等の育成を図ることを目的としています。

1 対象者

中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及び中小企業等経営強化法第2条第1項第5号、第6号、第7号、第8号に規定する中小企業者で、県内に本店又は主な事業所を有する者

2 対象新商品等

新規性に優れた商品又は役務で、技術の高度化、経営能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与し、県で調達が見込まれるもので、以下の要件を全て満たす商品等

※「新型コロナ特別対応型」については、既存製品と比較して優れた製品特性を有し、新型コロナウイルスの感染拡大防止に有効であると認められるものであること。

例) サージカルマスク、N95相当マスク、フェイスシールド、サージカルガウン 等

- ・自社で生産し、かつ、申請書の提出時において販売、貸付又は提供開始後原則3年以内のもの
〔「生産」とは、開発及び製造（製造委託を含む）すること
他社で開発及び製造された商品を仕入れて販売しているものは対象外〕
- ・新商品又は新役務が対象（「工事を伴うもの」及び「防災用以外の飲食料品」、「医薬品」、「農水産物」、「工事における工法又は技術」は対象外）

3 募集期間 令和2年11月24日（火）～12月8日（火）（必着）

4 申請方法

新商品又は新役務ごとに、所定の申請書及び添付書類を長野県産業労働部産業立地・経営支援課あてへ郵送又は持参により4部提出してください。

申請先の住所、連絡先、申請書様式などの詳細は、以下の県ホームページをご覧ください。

（一般型）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/chusho/venture/shinsei.html>

（新型コロナ特別対応型）

https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/chusho/venture/shinsei_covid19.html

ONE NAGANO

みんなでひとつに がんばろう信州

「ONE NAGANO」はみんなで復興に取り組もうという合言葉
一人ひとりがそれぞれの立場で、できることからやってみよう！

産業労働部 産業立地・経営支援課 中小企業支援係
（課長）若月 真也 （担当）太田 伸幸、長友 仁寿
電話 026-235-7195（直通）
026-232-0111（代表）内線 2920
F A X 026-235-7496
E-mail keiseishien@pref.nagano.lg.jp